

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(I)	(一) 居宅介護支援費(i)	要介護1・2 ( 1,076単位 )	(運営基準減算の場合) ×50/100  (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 ( 1,398単位 )					
		(二) 居宅介護支援費(ii)	要介護1・2 ( 539単位 )					
			要介護3・4・5 ( 698単位 )					
		(三) 居宅介護支援費(iii)	要介護1・2 ( 323単位 )					
			要介護3・4・5 ( 418単位 )					
	(2)居宅介護支援費(II)	(一) 居宅介護支援費(i)	要介護1・2 ( 1,076単位 )		+15/100	+10/100		
			要介護3・4・5 ( 1,398単位 )					
		(二) 居宅介護支援費(ii)	要介護1・2 ( 522単位 )					
			要介護3・4・5 ( 677単位 )					
		(三) 居宅介護支援費(iii)	要介護1・2 ( 313単位 )					
			要介護3・4・5 ( 406単位 )					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(I) (1月につき +505単位)							
	(2) 特定事業所加算(II) (1月につき +407単位)							
	(3) 特定事業所加算(III) (1月につき +309単位)							
	(4) 特定事業所加算(A) (1月につき +100単位)							
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)								
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(I) (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(II) (1月につき +100単位)							
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(I)イ (+450単位)							
	(2) 退院・退所加算(I)ロ (+600単位)							
	(3) 退院・退所加算(II)イ (+600単位)							
	(4) 退院・退所加算(II)ロ (+750単位)							
	(5) 退院・退所加算(III) (+900単位)							
ト 通院時情報連携加算 (1月につき +50単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合		(+400単位)					

※居宅介護支援費(I)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(II)を、60件以上の部分については(III)を算定する。  
 ※居宅介護支援費(II)については、一定の情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む。)の活用又は事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(II)を、60件以上の部分については(III)を算定する。  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、居宅介護支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。